別紙様式第15号の3　（表面）［略］

（裏面）

注　意　事　項

１．この証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管して下さい。
２．保険診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡して下さい。
３．組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返して下さい。
４．不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
５．この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けて下さい。

住所

備考

備考［略］

別紙様式第15号の3　（表面）［同上］

（裏面）

注　意　事　項

１．この証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管して下さい。
２．保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。
３．組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返して下さい。
４．不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
５．この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けて下さい。

住所

備考

備考［同上］